

宿毛市マスコットキャラクター「はなちゃん」使用取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、宿毛市マスコットキャラクター「はなちゃん」(以下「キャラクター」という。)のデザイン(別表1)を使用する際に必要な事項について定める。

(使用承諾申請)

第2条 キャラクターデザインを使用する者(以下「申請者」という。)は、あらかじめキャラクター使用承認申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 営利を目的としない個人又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用するとき。
- (2) 市の機関が使用するとき。
- (3) 市が使用を依頼するとき。
- (4) 市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (5) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(使用承認)

第3条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (2) 不当な利益を得るために使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 特定の個人、団体、政治、思想若しくは宗教を支援し、又は支援しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定められる営業に利用するとき。
 - (5) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進するうえで支障となるおそれがあるとき。
 - (6) 市の品位を損ない、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (7) キャラクターのイメージを損ない、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (8) 著作者人格権を侵害し、又は侵害するおそれがあるとき。
 - (9) キャラクターデザインを正しい使用方法に従って使用しないとき、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (10) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (11) 宿毛市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条第1号から第8号のいずれかに該当するとき。
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用について不適切であると認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により使用を承認したときは、キャラクター使用承認通知書(第2号様式)を申請者に通知するものとし、使用を承認しないときはキャラクター使用不承認通知書(第3号様式)を申請者に通知するものとする。
- 3 市長は使用承認に際し、条件を付すことができるものとする。

(使用料)

第4条 キャラクターデザインの使用料は、無料とする。

(使用承認期間)

第5条 キャラクターデザインの使用承認期間は、当該承認日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。ただし、更新を妨げない。

(厳守事項)

第6条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 第3条第1項の各号に該当しないこと。
- (3) 定められた色、形状等を市長の承諾なく改変しないこと。
- (4) 承認に係る物件の使用にあたり事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。
- (5) キャラクターデザインを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (6) 商標登録、意匠登録等の出願並びに著作物に関する自己の権利の新たな設定及び登録を行わないこと。
- (7) キャラクターを使用する際、「宿毛市のはなちゃん」をイラストの近辺に明記すること。

(完成品の提出)

第7条 使用者は、承認に係る物件等の成果物1部を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真またはコピーの提出をもって代えることができる。

(申請内容の変更)

第8条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめキャラクター使用変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第3条第1項の規定は、前項に規定する変更申請について準用する。

3 市長は、前項の規定により承認することが適当と認めるときはキャラクター使用変更承認通知書（第5号様式）を申請者へ通知するものとし、承認することが不適当と認めるときはキャラクター使用変更不承認通知書（第6号様式）を申請者へ通知するものとする。

4 使用者は、変更申請の承認後についても、前条の規定を厳守しなければならない。

(使用状況報告書の提出)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、使用者に対し、キャラクター使用状況報告書（第7号様式）の提出を求めることができる。

(使用承認の取消し)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、キャラクター使用承認取消通知書（第8号様式）を使用者へ通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以後、当該承認に係る物件を使用してはならない。

4 市長は、第1項の規定により承認を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。この場合において、使用物件の回収等、使用承認の取消しに伴い発生する費用の一切は、承認を取り消された者が負担するものとする。

(責任の制限)

第11条 使用者が、キャラクターデザインの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、市は、損害賠償、損失補償その他法律上の責を一切負わない。

2 第10条の規定により、キャラクターデザインの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、市は、その損害についてその責を負わない。

3 使用者がキャラクターデザインの使用によって第三者の知的財産などの権利を侵害するに至ったとき、著作権人格権を侵害するに至ったときにおいても、市は、その侵害についての一切の責を負わない。

(補則)

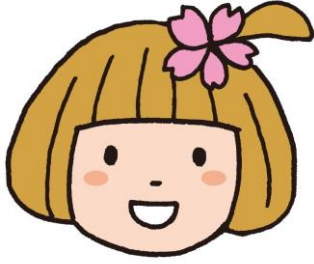
第12条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターのデザインの使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から施行する。

別表1 宿毛市マスコットキャラクター「はなちゃん」のデザイン

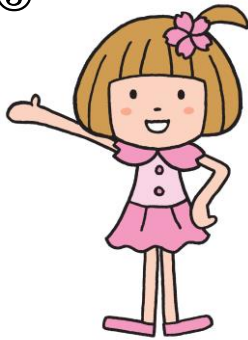
①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫



⑬



⑭



宿毛市長 様

【申請者】 住 所
 団 体 名
 代表者職氏名

印

宿毛市マスコットキャラクター「はなちゃん」使用承認申請書

下記のとおり、宿毛市マスコットキャラクター「はなちゃん」を使用したいので申請します。

記

1 使用するデザイン番号	
2 使用目的及び使用方法	
3 使用用途	
4 使用期間	使用許可の日 ~ 年 月 日
5 製作数量	
6 販売の有無	<input type="checkbox"/> 有（ 円(消費税を含む)） <input type="checkbox"/> 無
7 添付書類	(1)企画書 (2)イメージ図 (3)その他参考資料
8 連絡先	担当者部署・職氏名 電話番号 メールアドレス

宿毛市マスコットキャラクター「はなちゃん」使用取扱要綱第3条第1項のいずれかに該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止し、宿毛市長の指示に従うことを誓約します。また第6条の規定についても、厳守することを誓約します。なお、第11条の規定のとおり、キャラクターデザインの使用に関する損害及び侵害について宿毛市がその責を負わないことを承諾します。

代表者氏名

印

様

宿毛市長

宿毛市マスコットキャラクター「はなちゃん」使用承認通知書

年 月 日付けで申請のありました宿毛市マスコットキャラクター「はなちゃん」の使用について、下記のとおり承認します。

記

1 使用するデザイン番号	
2 使用目的及び使用方法	
3 使用用途	
4 使用期間	使用許可の日 ～ 年 月 日
5 製作数量	
6 販売の有無	<input type="checkbox"/> 有（ 円(消費税を含む)） <input type="checkbox"/> 無
7 使用条件	承認内容は、宿毛市マスコットキャラクター「はなちゃん」使用承認申請書のとおりとする。 キャラクターの使用に際しては、宿毛市マスコットキャラクター「はなちゃん」使用取扱要綱を遵守すること。

様

宿毛市長

宿毛市マスコットキャラクター「はなちゃん」使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました宿毛市マスコットキャラクター「はなちゃん」の使用について、下記の理由により不承認としましたので通知します。

記

- ・不承認理由

宿毛市長 様

【申請者】 住 所
団 体 名
代表者職氏名

印

宿毛市マスコットキャラクター「はなちゃん」使用変更承認申請書

年 月 日付け、第 号で承認を受けた内容について、次のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更内容	(変更前)
	(変更後)
2 変更理由	
3 連絡先	担当者部署・職氏名 電話番号 メールアドレス

宿毛市マスコットキャラクター「はなちゃん」使用取扱要綱第3条第1項のいずれかに該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止し、宿毛市長の指示に従うことを誓約します。また第6条の規定についても、厳守することを誓約します。なお、第11条の規定のとおり、キャラクターデザインの使用に関する損害及び侵害について宿毛市がその責を負わないことを承諾します。

代表者氏名

印

様

宿毛市長

宿毛市マスコットキャラクター「はなちゃん」使用変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請のありました宿毛市マスコットキャラクター「はなちゃん」の使用について、下記のとおり承認します。

記

1 使用するデザイン番号	
2 使用目的及び使用方法	
3 使用用途	
4 使用期間	使用許可の日 ～ 年 月 日
5 製作数量	
6 販売の有無	<input type="checkbox"/> 有（ 円(消費税を含む)） <input type="checkbox"/> 無
7 使用条件	承認内容は、宿毛市マスコットキャラクター「はなちゃん」使用承認申請書のとおりとする。 キャラクターの使用に際しては、宿毛市マスコットキャラクター「はなちゃん」使用取扱要綱を遵守すること。

様

宿毛市長

宿毛市マスコットキャラクター「はなちゃん」使用変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました宿毛市マスコットキャラクター「はなちゃん」の使用について、下記の理由により不承認としましたので通知します。

記

- ・不承認理由

宿毛市長 様

【申請者】 住 所
団 体 名
代表者職氏名

印

宿毛市マスコットキャラクター「はなちゃん」使用状況報告書

宿毛市マスコットキャラクター「はなちゃん」の使用状況について、次のとおり報告します。

使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用状況及びその効果	
添付書類	

様

宿毛市長

宿毛市マスコットキャラクター「はなちゃん」使用承認取消通知書

年 月 日付け、第 号で承認した宿毛市マスコットキャラクター「はなちゃん」の使用について、下記の理由により取消します。

記

- ・取消しの理由